

当レポートではESG/統合報告研究室の統合報告書発行企業調査で明らかになったレポートを対象に内容を分析し、その動向を広く発信することを目的としている。第17回となる今回はコーポレートガバナンス開示の充実ポイントの1つである「取締役会の主な議案の開示」に焦点を当てて報告する。

今回、狭義※の統合報告書発行企業172社を対象に、コーポレートガバナンス（CG）パートにおいて、取締役会で議論・決議された主な議案を開示している事例を調べた。調査によると、9社の統合報告書で記載を確認できた。9社の属性を見ると、日経225銘柄が7社となっており、開示姿勢の高さが覗えた。業種は情報通信業が最多の4社と目立ったほか、電機機器が2社だった。

※狭義の統合報告書：統合報告書等のレポート名、IIRCフレームワークへの言及がある報告書、web等で統合報告書等と謳っている企業の報告書を指す

この9社の開示形式を見ると、「（当該年度）取締役会での主な議題（議論）」として、象徴的な議題をリスト形式で示した企業が最多の3社だったほか、特集ページとして議論内容を訴求した企業も見受けられた。「最近の取締役会の意思決定の事例」「取締役会での審議内容等」というタイトルを用い、リスト形式で示した企業に加え、「取締役会」の解説項目の中で当該年度に審議した重要事項について記述した企業もあった。

開示している議題に着目すると、「自己株式取得」を議題とした記述が最多の4社で確認できた。このほか「（外部との）業務・資本提携」に関する記述が3社あったほか、CGコ

ード対応の強化や自社のCGガイドラインの制定などコーポレートガバナンスに関わる議題も目立った。

2015年6月にCGコードが施行されて以来、日本企業では稼ぐ力を高めて企業価値向上に資するための統治改革として、社外取締役の増員などが急ピッチで進んでいる。これに伴う変化の一端が統合報告書の記載にもにじみ出ており、そのテーマの1つが取締役会の実効性を訴求する開示と言える。

日本の上場企業の統治体制について、これまで取締役会は内部昇格者が中心となっており、社内慣習に基づき意思決定していた企業が大半であったため、特に海外機関投資家から客観的な監督が行われていないのではないかという根強い不信を持たれてきた。取締役の多数が執行役員を兼務し、監督と執行の分離が不足しがちだったことも拍車をかけた。監督機能の実効性については、CG・コードで選任方針・手続きの開示や取締役会の実効性評価などの補充原則が示されている。こうした点に加えて取締役会の議案を開示増加し始めているのは、大局的な見地かつ戦略的な内容を議論されていることを示そうとする背景がありそうだ。

（出所）株式会社ディスクロージャー&IR総合研究所  
ESG/統合報告研究室の調査による